

25

まもろう
憲法25条いのちのとりで裁判
全国アクション
NEWS発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎

いのちのとりで 🔍 検索

21号 2023年2月発行

今年も、私たちは、意気揚々と！

権利はたたかう者の手にある

吉田雄大（弁護士・いのちのとりで裁判全国事務局）

生存権の金字塔たる朝日訴訟東京地裁・浅沼判決（1960年）からほぼ50年、2010年6月に生存権裁判（老齢加算）・福岡高裁勝訴判決が出されました。その後、干支が一回りした2022年には、5月25日熊本地裁、6月24日東京地裁、10月19日横浜地裁の勝訴が続きました。いのちのとりで裁判全体でも、勝訴率を三割に乗せ、まさに「絶好調」です。いのちのとりで裁判の潮目はたしかに変わりました。

大運動に向けた京都訴訟・新春決起集会を開催

1月29日、京都訴訟・新春決起集会が開催されました。京都原告のお二人に加え、小久保哲郎弁護士、小寺アイ子さん、白井康彦さん、井上英夫先生、井上啓先生、木下秀雄先生、吉永純先生が次々登壇しました。さらに、楠晤さん（年金裁判京都事件・原告団事務局長）が、いのちのとりで裁判との連帯を宣言されました。今春の大運動に向け着実な第一歩を踏み出したと思います。

原告の鬼退治

尾藤廣喜弁護士の閉会挨拶のあとは、豆まき！節分が近いということで、原告としてたたかう方々の豆は・・・見事ヒット！

**200万人の思いとともに**

旧暦では節分の翌日から新春です。全都道府県での10000人審査請求、北は北海道から南は沖縄まで、前代未聞の1000人集団訴訟のいわば総決算として、200万人の生活保護利用者の思いを背負いつつ、たのしく、健康に留意しながら、みんなでがんばりましょうね。

宮崎地裁判決を前に

宮田尚典（弁護士・宮崎弁護団）

長くかかる裁判ゆえに

宮崎では、4名が訴訟提起したものの、途中で、1人が亡くなり、原告は3名になっています。もう1人は、体調が悪くなり、裁判に出頭できません。

**妻の介護をしながら保護利用**

残り2人のうち1人は、妻と2人暮らして、妻が平成20年1月に脳梗塞で倒れて入院して歩けなくなり、妻の面倒をみる子も親戚もいないので、妻の介護で、生活保護を受けています。その妻は、今年1月13日に亡くなりました。

図書館で過ごす一日

もう1人は、ホームレス生活していたところをボランティアに教えてもらい、平成21年から生活保護を受けています。それでも、テレビは中古、洗濯機は高いので買えず、電気代節約のため図書館で一日過ごすという生活です。

提訴時の気持ちと判決を待つ思い

国が生活保護費を下げたのは、地デジ対応のテレビ売上が伸びてテレビの値段が下がり、また、パソコンの値段が下がったからでした。しかし、この2人が生活するのに、地デジ対応のテレビを買うようなことなどしていないし、パソコンを使うこともありませんでした。そこで、支給額引下取消の裁判をしたのです。

2月10日（金）14時に、いよいよ判決を迎えます。どうぞご支援宜しく願いいたします。



勝訴判決に続こう！ 3月24日の判決に向け、 頑張ります！

生存権裁判を支援するわかやまの会
会長 金川めぐみ

2023年3月24日（金）14時、いよいよここ和歌山でも判決を迎えます。弁護団の緻密な論証と原告の皆さんの力強い証言を基礎に、この間さまざまな形で生活保護基準引き下げの違法性を訴えてまいりました。

2014年10月27日の提訴以来、11名の原告の皆さんと支援者がともに過ごした8年間のたたかい、裁判後に行われる交流会を通じて、支援の輪がだんだん広がってきました。

ただ、この間1つ残念なのは、判決の前に1名の原告がご逝去されたことです。証言台にも立ち、勝訴判決を最も楽しみにしていた彼女の思いと笑顔を胸に、皆で各地の地裁の勝訴判決に続く、公正な判決をぜひ和歌山でも勝ち取っていきたいと思います！

全国の皆さんに是非良い報告ができるよう、勝訴へのラストスパートに向けて、和歌山でも今、皆で一丸となり頑張っています。最後までご支援を頂けすよう、どうぞよろしくお願いいたします。



(ちょうど8年前、第1回期日の入廷写真)

3月24日、 “勝どき”を上げるとき

いのちのとりで裁判あおもりアクション
事務局長 工藤詔隆



コロナ禍3回目の年の瀬。青森の裁判は12月16日で結審、判決が3月24日の11時に言い渡されることになりました。地裁のたたかいはまもなく、最大のヤマ場を迎えます。

こうしたなか、あおもりアクションは去る1月28日、気温マイナス10度の猛吹雪にもかかわらず、県内各地から62名が集まって「提訴7年、勝つぞ！あおもり学習決起集会」を開催しました。

「保護基準は上げていくべきもので、引き下げなんてもっての外。労働者も、年金者も、生活保護利用者もみんな一緒になってたたかいを！」と呼びかけた講師の唐鎌直義先生、200人に迫る個人請願を集めた青森県生連、学習と宣伝を積み重ね3000筆を超える署名を集約した青森県民医連など、来たる日に向け、青森でも勝利判決を！の意思と団結を固めあいました。

参加者の激励メッセージで埋め尽くされた色紙を手に、マイクを握った原告からは「みんなと一緒に最後の最後までたたい抜いて、絶対に勝ちたいです」と力強い決意表明。

3月24日、いよいよ“勝どき”を上げるときがやって来ました！！

2つの「鈴鹿市障害者自動車保有・利用禁止事件」へのご支援を

身体障害や難病のある原告さん親子（80歳代の母親と50代際の息子さん）は、3年前に三重県鈴鹿市にて生活保護の受給開始決定を受け、通院に必要な自動車の保有を認められました。

ところが鈴鹿市は、通院以外の買い物などへの自動車利用を禁止するため、運転記録票の提出を強要しました。原告さんらがこれを拒否したところ、指示に違反したとして保護停止処分を受けました。原告さんらの身体状況から、日常生活を維持するために自動車は欠かせません。運転記録票の提出を義務とすることは、プライバシーや移動の自由の侵害に他なりません。

なお、鈴鹿市とは、自動車関連の問題で保護停止処分を受けた身体障害のある原告さん（70歳代）が別の裁判でたたかっています。

これら2つの保護停止処分は、いずれも生活保護という命綱を奪うものであり、決して許されません。

また、これらの裁判は保護世帯の自動車利用そのものについて、国の方向性をも左右するものです。

ぜひこれらの裁判にもご注目いただき、ご支援をいただければ幸いです。



(2023年1月7日、支援する会結成集会の様子)

三重県社会保障推進協議会 田中武士

物価高騰に見合った引き上げを！

～新年度の生活保護基準について～

2023年度からの保護基準のあり方を審議していた生活保護基準部会は、高齢世帯では最大8%も保護基準が高い等とする報告書をまとめました。今度さえ低すぎる保護基準が「高い」という評価となったのは、低所得層の消費実態と比較したからです。

生活保護問題対策全国会議では、低所得層との比較という手法を改めよ、異常な物価急騰を踏まえ生活保護基準を緊急に引き上げよとする緊急声明を出しました。「これでは生活できない」という生活保護利用者の記者会見等にはメディアも注目し、政府の動きに批判的な報道が続きました。

結果として政府は、基準部会の報告書に基づき基準を見直すとともに、物価高騰のため一人当たり月額1,000円を特例的に加算するとしました。それでも引き下げとなる世帯は減額を2年間見送る、増額となる世帯は引き上げるとしています。実施時期は23年度10月からです。

物価が高騰しているにもかかわらず10月まで保護基準を引き上げない。これはあきらかな国の責任放棄です。

2年後には最大8%も保護基準を引き下げる可能性があり、今後の運動が必要です。

いのちのとりにて裁判全国アクション事務局
田川英信

生活保護問題対策全国会議のホームページに「自動車を持ちながら生活保護を利用するために！ Q&A」というリーフレットが公開されています。

厚生労働省が示している実施要領でも、自動車保有が認められる場合があります。ぜひ、ご一読ください。

[こちらをクリック](#)

こんな活動やってます！
～各地の活動紹介～

人間らしく生きたい！ 人間裁判ささえる岡山の会

岡山地裁への提訴(2014年10月)から今年で10年目。早く判決を出してほしい一方で、勝訴のためには、裁判官に原告の生活実態と被害について理解してもらわなくてはなりません。どうすれば裁判官が耳を傾けてくれるのか。議論し取り組んできました。

かつて朝日訴訟の東京地裁判決を言い渡した浅沼武裁判長は、東京から国立岡山療養所まで訪ね、枕元で朝日さんに直接尋問しました。2020年に取り組んだ署名では、この時と同様に、裁判官がまずは原告の生活の場に足を運び、生活実態を直接に見た上で公正な判断をしてほしいと求め、要請行動を毎月行いました。

この間はコロナ禍で集まる場が減っていましたが、2022年度は機会を見つけて集会で報告を行えるようになりました。支援を訴え、広げる活動に力を入れています。

提訴時から使用している横断幕のほか、原告たすきやプラカードなどのグッズも揃えてきました。会員にニュースを届けて、地道に傍聴をよび



かけ、毎月25日の街頭宣伝@岡山駅西口では少しでも多くの方に知ってもらおう努力をしながら、実はひっそりとSNSでの発信にも取り組んでいます。



長年、精神疾患の患者さんと関わっている精神科医師と精神保健福祉士さんが、基準引き下げが孤立や不安を増悪させ治療の妨げになっていると、事例をもとにまとめてくれました。とても説得力があります。それでも心が動かない裁判官に精神保健福祉士さんを証人とする必要性をわかってもらうために、貧困論研究者の志賀信夫先生に意見書を書いていただくことも決まりました。なかなか裁判官が聞く耳を持ってくれない。だからこそ「できることは何でもやっとう」「知恵をしぼろう」と原告・支援者の思いがまとまってきました。

試行錯誤しているうちに時間がかかりましたが、来年度中には岡山地裁でも判決が聞けそうです。全国のみなさんの頑張りを励みに、ともに勝利をめざしていきたいと思います。

支援者 大坂圭子

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年会費をお振り込みください。

年会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座)○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション
○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408
【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

- ①個人or団体の口数、②名前(所属)
 - ③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
- ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。